

# 仙台市市民活動サポートセンター 事務用ブース使用団体募集要領（新規用）

## 1 事務用ブースの規格

(1) 面積 約4㎡（縦:約2m×横:約2m）

(2) 主要設備 机×1台

いす×2脚

ロッカー×1台

電気コンセント

電話回線（1回線引込可）



※館内は無線LANの利用が可能です。保守点検等により使用できない場合があります。

## 2 使用料

月額7,200円

（光熱水費を含む。また、使用期間がひと月に満たない場合はひと月に切り上げ）

## 3 使用期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの期間内

（通算3年まで使用可能ですが、継続にあたり毎年審査があります）

※新型コロナウイルス感染症等の社会状況や、建物改修等によって、サービスを休止する場合があります。

## 4 申込のために必要な書類

「事務用ブース応募申請書」に必要事項を記入し、次の書類をご用意ください。

(1) 組織の運営に関する規則（規約・会則等）

(2) 団体の活動内容の分かるもの（会報・パンフレット等）

(3) 団体の前年度財務状況の分かるもの（収支計算書等）

## 5 募集期間と申込窓口

**募集期間**：令和3年6月14日(月)から令和3年7月12日(月)まで

**申込窓口**：仙台市市民協働推進課

月曜から金曜の午前9時から午後5時の間に、申込書類を直接お持ちください。  
（仙台市市民協働推進課の連絡先については本要領の4ページをご参照ください）

## 6 応募資格

一定期間継続的に(\*1)市民活動(\*2)を行う見込みがあり、市内に市民活動を行うために専用の事務所(\*3)を有しない団体(\*4)。

- (\*1) 公益的イベントの実行委員会事務局のような短期のものも対象とします。
- (\*2) 市民活動とは、市民が自主的、自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいいます。ただし、以下に挙げるものは除きます。
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ・ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (\*3) 専用の事務所とは、実質的に事務が執れる場所をいい、自己所有、賃借等の形態は問いません。
- (\*4) 事業者を除きます。また、暴力団でないこと、暴力団または暴力団構成員の統制の下にある者でないこととします。

## 7 使用条件

- (1) 使用時間は仙台市市民活動サポートセンター開館日の開館時間内とします。
- なお、毎月第2、第4水曜日と年末年始（12月29日から1月3日）は休館日です。
- 【開館時間】 平日：午前9時～午後10時、日曜・休日：午前9時～午後6時
- (2) 使用料は当初のひと月分については使用許可の際に、その後の各月分にあつては前月の末日までに支払うものとします。
- (3) 電気を使用する設備で持ち込めるものは、電話、ファクシミリ、パーソナルコンピュータ程度のものとし、電気ポット等大量に電力を消費する設備は使用できません。
- (4) 電話等の設置に係る電話加入権、設置料、通話料等は使用者の負担とします。
- なお、電話会社への申込後、電話線開通まで1週間程度要します。
- (5) 四半期毎及び使用期間終了後、活動報告書を提出していただきます。なお、活動報告書は、仙台市市民活動サポートセンターにおいて市民の皆様にご覧いただけます。
- (6) その他、仙台市市民活動サポートセンターの利用規定を遵守してください。

## **8 審査選考**

### (1) 一次審査（書類審査）

提出していただいた書類の内容に基づき、応募資格の有無を確認します。  
(応募資格を有する団体のみ、プレゼンテーション審査の対象となります。)

### (2) 審査選考委員会（プレゼンテーション審査）

日 程：令和3年7月下旬～8月上旬の予定です。

場 所：仙台市市民活動サポートセンター

※詳細は、審査対象団体の皆様に別途お知らせします。

団体の活動内容、事務用ブースの必要性などについて説明（プレゼンテーション）をしていただき、併せてヒアリングを行います。提出書類、プレゼンテーション並びにヒアリングの内容をもとに、下記の審査項目について総合的に審査し、総合得点の上位の団体から順に『入居決定団体』『補欠団体』『選考外団体』を決定します。

『補欠団体』：使用申込期間中に事務用ブースに空きが生じた場合、事務用ブースを使用することができます。

『選考外団体』：使用申込期間中に事務用ブースに空きが生じても、使用することはできません。

### **【 審査項目 】**

#### ①活動の公共性・社会性について

市民生活の向上、貢献を目的としているか／活動効果の社会還元の有無

#### ②活動の自発性・自主性について

市民が自発的・主体的に行う活動か／運営の自主性の有無

#### ③活動の継続性について

目的達成のため一定期間継続して行われる活動か／活動継続のための計画の有無

#### ④活動の実績について

活動実績／今後の活動が具体的かつ実現可能な計画か

#### ⑤活動の先駆性について

新たな社会ニーズを捉えた活動か／先例の少ない創造性の高い活動か

#### ⑥活動の将来性・発展性について

将来性・発展性が認められる活動か

#### ⑦事務用ブース使用の必要性について

事務ブースを必要とする明確な理由の有無

#### ⑧事務用ブース使用の計画性について

事務用ブースを有効に活用できる計画の有無

#### ⑨事務用ブース使用の効果について

事務用ブース使用による活動への効果の有無

#### ⑩団体の自立性・独立性について

事務用ブースから退去した場合に、独立して活動を継続できる見込みの有無

## **9 選考結果の通知**

令和3年8月13日（金）までに、申込団体あて文書にてお知らせします。

## 申込書類の提出先・問い合わせ

### 仙台市市民協働推進課

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階  
(アーバンネット勾当台ビル)

電話 214-1089 FAX 211-5986

E-mail sim004100@city.sendai.jp

※申込書類は、直接お持ちください。

<市役所本庁舎とは場所が異なりますのでご注意ください>

応募申請書はこちらで配布しています

- 仙台市市民協働推進課
- 仙台市市民活動サポートセンター

仙台市青葉区一番町4丁目1番3号

電話 212-3010 FAX 268-4042

※なお、仙台市ホームページ(<https://www.city.sendai.jp/>)からもダウンロードできます

